

第7章（基本目標3）自分に合う環境で安心して暮らせるために

第1節 住まい方の支援・施設等の充実

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、自分に合う環境で高齢者が安心して暮らすことができる「住まい」の確保が非常に重要となります。

自宅での生活を継続するためには、介護保険住宅改修制度や住宅リフォーム制度等を利用してのバリアフリー化等により、高齢者が安心して暮らせる環境を作ることが求められています。

住む場所としては、自宅を基本としつつ、本人の身体状態の変化に合った「住み替え」も、自分らしい生活を続けていくために必要な選択肢と言えます。その実現のためには、高齢者のニーズに応じた多様な住まい方の支援が必要となります。

また、住み替えにより施設等で高齢者が安心して生活するためには、感染症や自然災害発生時に備え、施設としての感染症予防対策や防災対策の強化が必要不可欠となります。岡山県との連携により感染症予防対策や防災対策の強化につなげていく必要があります。

（1）多様な住まい方の支援

①サービス付高齢者向け住宅

サービス付高齢者向け住宅は、「高齢者の居住の確保に関する法律」が根拠法となっているため、住まい(住居)としての定義は「住宅」となります。

笠岡市では、3施設125戸のサービス付高齢者向け住宅が整備されており、うち1施設40戸は特定施設となっています。

今後の方向性

調査の結果、待機者はほぼいない状況であることから第9期計画期間中の整備は必要ないと考えます。

②住宅型有料老人ホーム

住宅型有料老人ホームは、老人福祉法が根拠法となっているため、住まい(住居)としての定義は「施設」になります。

笠岡市では、1施設・定員11人となっています。

今後の方向性

調査の結果、待機者はほぼいない状況であることから第9期計画期間中の整備は必要ないと考えます。

③高齢者共同生活住居

旧北木小学校再生事業の一環で、島しょ部で日々の暮らしが不安な高齢者が住み替えて共同生活をするにより生活の質を高め、保健および福祉の向上を図るために、北木島に6部屋整備されています。日常生活動作が自立している高齢者が入居対象となっています。指定管理者を定め、引き続き島しょ部における住み替え施設として、島しょ部においても、住み慣れた地域で生活できる運営をしています。

今後の方向性

高齢者に安全かつ安心できる生活環境を提供します。

④養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上の低所得の方で、常時の介護は必要ではないが身体または精神の機能の低下が認められ、さらに、家族等による援助を受けることができず自宅での生活が困難な方を、必要に応じて市町村が措置により入所させる施設です。

笠岡市には、笠岡市・浅口市・里庄町の2市1町で構成される一部事務組合が運営する養護老人ホーム敬愛園(定員60人)がありましたが、令和4年度をもって老人ホーム事業を廃止しました。

今後の方向性

市外の養護老人ホームへの措置対応により、引き続き必要な人が利用できるよう支援します。

⑤軽費老人ホーム(ケアハウス)

身体機能の低下や家庭環境、住宅事情等で独立した生活をするに不安のある人が、比較的 low cost で利用できる施設で、食事や安否確認などのサービスが提供されます。

笠岡市には、4施設・定員190人が整備されています。

今後の方向性

調査の結果、施設それぞれで待機者がいない又はいる状況であるため、市全体の定員で考えると施設定員以内の利用のため、第9期期間中の整備は必要ないと考えます。

		実績	目標		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者住居入居者数(人)		2	3	3	3
養護老人ホーム	施設定員(人)	60	0	0	0
	利用見込み(人)	29	30	30	30
軽費老人ホーム (ケアハウス)	施設定員(人)	190	190	190	190
	利用見込み(人)	180	180	180	180

(2) 住宅改造等に対する助成等制度

①高齢者住宅改造助成事業

要支援・要介護認定者で本人が市民税非課税の方の住居(ただし、過去に本制度を利用した住居は除く)を対象に、介護保険制度の住宅改修の上乗せ制度として、令和5年(2023年度)は、最大約50万円を補助対象額としてその3分の2(最大333千円)を助成しています。

今後の方向性

要支援・要介護認定者の在宅生活の継続が可能となるよう、必要な住宅改修費用の負担軽減に努めます。

②住宅改修

介護保険制度の住宅改修として、最大20万円を補助対象額として、自己負担額を除いたその70～90%(14万円～18万円)を助成するものです。

今後の方向性

要支援・要介護認定者の在宅生活の継続が可能となるよう、適正に制度を適用するとともに、事前申請制度により対象工事内容の適正化を図ります。

③住宅リフォーム助成金制度

本市に住民登録を有する者で、納期の到来した市税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料等を完納している者を対象に、国・県・市の補助を受けていないリフォーム工事について、最大20万円を助成する制度です。(その他詳細な要件、加算があります。)

今後の方向性

今後とも、引き続き適正に制度を運営していきます。

	実績	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者住宅改造助成事業の利用者数(人/年)	20	20	20	20
介護保険住宅改修利用者数(人/月) 各年3月	17	20	20	20

第2節 日常生活の支援

高齢者一人世帯や高齢者夫婦世帯が増えていく中で、自宅で安心して暮らすためには、家庭内での緊急時の対応や安否確認等を行うことにより、不安感の解消を図るとともに、配食サービスの提供等により食生活の安定と改善を図ることが重要です。

また、介護保険制度の浸透とともに、家族の介護力の低下も進んでいます。

そうした中でも、在宅介護を継続している介護者に対して、相談支援体制の充実や経済的な支援が必要となります。

(1) 日常生活を支える高齢者福祉サービス

①緊急通報体制整備事業(緊急通報装置、福祉電話貸与)

在宅のひとり暮らし高齢者などを対象に、緊急通報が消防署に入った場合、近所の登録した3名の協力員のもとに連絡が行き、対象者宅に協力員が駆けつける仕組みとして、装置を所得状況に応じて貸与または給付しています。

福祉電話については、電話等の連絡設備のない低所得者(市民税非課税世帯)で、かつ安否確認等を必要とする高齢者を対象に固定電話を貸与し、設置しています。

今後の方向性

緊急通報装置は、協力員の負担が大きくその確保が困難傾向にあるため、コールセンター方式など新たなシステム導入を検討していきます。

福祉電話については利用者が少なく、制度の統廃合を含めた検討を進めていきます。

②日常生活用具給付事業

所得税非課税世帯の在宅の高齢者を対象に、手押車、眼鏡、杖の購入費の一部補助を行っています。それぞれ最高で5千円、3千円、1千円を支給しています。手押車の需要が多く、高齢者の自立支援につながっています。

今後の方向性

高齢者の外出支援として、生活用具費の一部を給付し、高齢者の自立支援につなげます。

② 自立支援ヘルパー派遣事業

要支援・要介護認定が非該当で、所得税非課税世帯のひとり暮らし高齢者などを対象に、シルバー人材センターなどに委託し、ヘルパーを派遣することで、買物などの軽易な日常生活上の支援を行っています。

今後の方向性

自立支援ヘルパーについては、利用者が少なく、総合事業の訪問型サービスAとサービス内容が類似しており、利用者ニーズが訪問型サービスAや訪問型サービスBで対応できることから、利用者がいなくなり次第、廃止する方向で検討を進めます。

④はり・きゅう・マッサージ施術利用券の支給(笠岡市福祉基金助成事業)

所得税非課税世帯の高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージ施術利用券(年24枚)を支給します。市内の指定の施術所で利用できます。助成額は1回あたり1,100円です。

今後の方向性

事業を継続し、利用者支援を行います。

⑤笠岡市ささえあい活動助成事業

笠岡市では、市民が主体的に行う住民組織による「地域福祉」のささえあい活動に対し、予算の範囲内でささえあい活動助成事業を行っています。事業内容としては、社会福祉協議会支部単位でふれあいいいききサロン、友愛訪問などを実施しています。

今後の方向性

地域共生社会の実現には、住民主体によるささえあい活動がますます重要となります。地域住民による活動を通じ、高齢者の閉じこもり防止など、地域福祉の推進を図ります。

⑥高齢者配食サービス事業

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、ケアプランに基づき、安否確認を合わせて、週2食までの補助を行っています。

補助額は配食費用の半額で、1食あたり400円を上限とし、対象者は所得税非課税世帯となっています。

今後の方向性

食の自立支援を図るため、また高齢者の安否確認のため、事業の継続と事業者の新規参入を進めます。

⑦家族介護慰労金支給助成事業

寝たきりの高齢者および認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、年額50,000円を支給しています。要介護4又は5に認定された高齢者を6か月以上同居で介護している市内在住の所得税非課税世帯の方が対象となります。

今後の方向性

支給対象要件や支給対象者に関して、より介護者支援につながるよう、支給額の増加を含め、より一層の介護家族支援を検討、事業を継続します。

⑧家族介護支援事業(家族介護者リフレッシュ事業)

寝たきり高齢者や認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、同じ経験や悩みを持つ者が集い、お互いに支え合うことで身体的、精神的にリフレッシュし、在宅介護が継続できることを目的に年に約12回の交流会を開催しています。

今後の方向性

家族介護者の身体的・精神的負担軽減のため、引き続き事業を継続していきます。

⑨高齢者タクシー料金助成事業

笠岡市に在住する75歳以上の高齢者で運転免許を保持していない者(原付免許のみを受けている者を除く)を対象に、外出機会の増加を促し、高齢者の福祉の増進を図ることで健康寿命の延伸を目指すことを目的として、タクシー料金の一部を助成しています。(その他要件があります。)

また、島しょ部において、グリーンスローモビリティを導入し、島しょ部住民が生活のための買い物・通院や、本土へ向かう港までの移動手段として、島内交通をNPO法人や自治会が運行主体となり実施しています。

今後の方向性

他の高齢者の移動サービスと組み合わせる中で、当該事業について検証しながら、継続を検討します。

	実績	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付者数(人)	9	14	15	15
ふれあいいいききサロン会場(箇所)	160	165	165	165
配食サービス利用人数(延人数)	1,027	1,100	1,100	1,100
慰労金支給件数(件)	20	25	25	25

第3節 高齢者虐待防止・権利擁護

高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすためには、高齢者虐待防止・権利擁護は必要不可欠なものです。

社会福祉協議会支部や民生委員・児童委員等により、地域での見守り活動が行われる中、高齢者虐待の早期発見・早期対応、養護者を含めた支援体制を強化することが重要です。

高齢者虐待事例の対応には、法的根拠や有効な支援方法について、弁護士をはじめとした専門職・関係機関との連携を図り、適切に対応することが必要となります。

また、今後高齢者人口は減少するものの、後期高齢者数については令和9年(2027年)度まで増加することから、認知症高齢者数の増加が見込まれます。さらに、高齢者一人世帯や高齢者夫婦世帯が増えていく中で、権利擁護が必要な高齢者数も増加が見込まれます。

こうした対象者に関して、成年後見制度の利用促進を図るなど、権利擁護が必要な高齢者への支援を、笠岡市・里庄町成年後見センターと連携して行うことが、今後ますます重要となります。

(1) 高齢者虐待防止

① 高齢者虐待防止支援チーム

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律により、市内の高齢者虐待事例に対して、安全確保と適切な措置や支援を行うために、「高齢者虐待防止支援チーム」を設置しています。

弁護士、社会福祉士、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員、人権擁護委員・介護施設職員の専門職8人で構成され、市の担当者(地域包括支援センター・老人保護措置担当)も含めて、年4回の定例会で事例の検討を行うとともに、よりスピーディーな対応を行うため、弁護士1名を含めた地域包括支援センター、長寿支援課、地域包括ケア推進室による「月次検討会」を実施しています。令和4年度には、虐待対応の流れについて見直しを行い、新たに対応マニュアルを作成しました。

今後の方向性

引き続き、虐待ケースに迅速に対応していくため、高齢者虐待防止支援チームを継続設置とともに、市と地域包括支援センターとの連携体制を強化します。

③ 高齢者虐待緊急一時保護事業

養護者からの虐待等により本人の生命又は身体に危険が生じるおそれがあるため、緊急に、高齢者の保護又は家族分離をする必要がある場合に、市が認める協力施設に高齢者の緊急一時保護を行い、施設の利用料についての一部免除を行っています。生活保護世帯については全額、市民税非課税世帯は半額免除となっています。近年の高齢者の状況から、緊急時に迅速に対応できるよう事業内容の見直しを行う必要があります。

今後の方向性

緊急時に迅速に対応できるよう協議の場を設け、協力施設の拡大と免除対象費用の見直しを検討します。

(2) 高齢者の権利擁護

①市民後見人の養成

高齢者の権利擁護の推進には広く成年後見人等の人材確保が重要となります。専門職による後見人人材の不足から、主に身上保護を担当する「市民後見人」の養成が必要となっています。

笠岡市では、市民後見人の養成を笠岡市・里庄町成年後見センターに委託して実施しています。

市民後見人を養成するためには、専門的な知識の学習だけでなく、実習など多くの時間を要し、実務に携わった後にも継続した支援が必要です。そのため2年間の養成期間を修了した後に面接および「市民後見人バンク登録」を行い、社会福祉協議会の法人後見との複数後見で後見人業務を行っています。

今後の方向性

引き続き、市民後見人の養成に努め、高齢者の権利擁護を推進していきます。

担い手の不足により、隔年で実施している養成講座の受講者確保が難しくなっていることから、周知方法等見直しを図ります。

②笠岡市・里庄町成年後見センターの運営

令和3年(2021年)度に設置された「笠岡市・里庄町成年後見センター」は、中核機関の機能である「広報・啓発機能」「相談機能」「後見人支援機能」「利用促進機能」の4つの機能を有し、成年後見制度利用促進基本計画に基づく地域連携ネットワークにおける中核的な役割を担っています。

今後の方向性

笠岡市・里庄町成年後見センターの運営をとおして、成年後見制度の普及促進と利用促進に努めます。

③成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症等により判断能力が十分でない高齢者の財産管理や介護保険サービス契約等について、本人に代わって法的な権限のある成年後見人等が行い、本人を保護するための制度であり、成年後見人等の選任については家庭裁判所へ申立てを行います。親族等による申立てが期待できない場合、必要に応じて市長が申立ての手続きを行っています。

本市では、成年後見制度を必要とする人が制度利用ができるよう、後見人等の活動に対する報酬の支払が困難な低所得者等を対象に報酬助成事業を実施しています。

今後の方向性

引き続き、成年後見制度の適切な利用促進につなげるために継続していきます。申立費用など、必要に応じて助成対象の拡充について検討を行います。

第4節 島しょ部の介護・福祉の推進

笠岡諸島は大小31の島からなり、風光明媚な景観が広がっています。その中でも高島、白石島、北木島、真鍋島、大飛島、小飛島、六島の7島が有人島であり、そこに暮らす高齢者は交通事情等厳しい環境の中、島での暮らしを続けています。

笠岡市としては、住む場所に関係なく、高齢者が安心して暮らせるための環境づくりを進めていく必要があります。

そのためには、要支援・要介護状態になっても島しょ部で暮らせるための、介護・福祉サービスは必要不可欠となります。

島しょ部 要介護(要支援)認定者数

基準日:令和5年7月31日

対象者:第1号被保険者

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
高島	7	2	4	2	1	0	0	16
白石島	9	19	19	10	14	13	9	93
北木島	25	29	18	17	11	10	8	118
真鍋島	9	10	4	13	4	4	1	45
飛島	3	3	4	1	7	3	3	24
六島	2	1	1	0	0	2	0	6
計	55	64	50	43	37	32	21	302

島しょ部 要介護認定率

基準日:令和5年7月31日

	人口	うち 65歳以上	認定者数	要介護認定率
高島	72	46	16	34.8%
白石島	377	279	93	33.3%
北木島	610	458	118	25.8%
真鍋島	151	111	45	40.5%
飛島	76	61	24	39.3%
六島	45	28	6	21.4%
計	1,331	983	302	30.7%

資料:笠岡市介護保険システムから作成

(1) 介護・福祉サービスの確保と事業所支援

①介護・福祉サービスの拡大・支援

島しょ部では、民間介護サービス事業者の参入が得にくく、介護サービスが不足していますが、平成20年(2008年)度に基準該当サービスを導入したことにより、北木島大浦の事業所に加えて、平

成20年(2008年)度に北木島豊浦,平成21年(2009年)度に白石島,平成22年(2010年)度に高島,平成23年(2011年)度に真鍋島に,さらに平成27年(2015年)度に北木島大浦に通所介護事業所(計6箇所)の参入を実現することができました。

また,飛島では平成24年(2012年)度にまちづくり協議会が主体となり,地域支えあい事業補助金を活用し,健康器具や送迎自動車を購入し,独自の健康づくり・介護予防の通所事業を行っています。

居宅介護支援事業は平成21年(2009年)度,訪問介護は平成23年(2011年)度より,社会福祉協議会が笠岡市から事業を引き継ぎ島しょ部での事業を開始し,地域包括支援センター等と連携して在宅支援を行っています。

今後の方向性

島しょ部の高齢者数の減少は,笠岡市全体よりも急速に進んでいますが,住む場所に関係なく,高齢者が住み慣れた地域,自宅での生活を継続できるよう事業支援を行います。

②島しょ部介護サービス交通費補助金

島しょ部にある介護サービス事業所が陸地部から専門職等を確保するための交通費の補助として当該交通費を補助しています。(補助率2/3,1事業所3名上限)

今後の方向性

新規の事業所参入を含め,島しょ部の介護サービス事業所の人材確保のため,引き続き補助を行います。

③島しょ部の介護サービス事業補助

島しょ部で通所介護事業所を開設する場合の新築又は改修, 現事業所の増改築および修繕について, 一事業所あたり300万円を限度に補助を行っています。(補助率2/3)また, 家賃補助について月額5万円を限度に補助を行っています。(補助率2/3)

今後の方向性

新規の事業所参入を含め, 島しょ部の介護サービス事業所の人材確保のため, 引き続き補助を行います。

④ 地域での人材育成

高齢化が著しい島しょ部では, 高齢者がお互いを支える支援体制にマンパワーの確保が必要です。令和4年度, 白石島で生活支援訪問サービスを実施する協議体が発足し, 島内での生活支援訪問サービスを住民自らが担っています。活動は拡大傾向にあり, 利用者からも好評ですが, コーディネートする住民の事務負担の後方支援が重要となっています。

今後の方向性

インフォーマルサービスの充実に向け, 各島の実情に合わせて, 生活支援サポーターの養成に努めるとともに, 支え合いによる活動体制づくりを支援します。

⑤通院のための無料乗船券の支給(笠岡市福祉基金助成事業)

島しょ部にお住まいで定期的に通院される高齢者の方に, 帰りの乗船代(高速船は対象外)が無料になる船券を年間24回分支給します。70歳以上で, 所得税非課税世帯の方が対象になります。

今後の方向性

島しょ部高齢者の医療受診機会の確保のため, 引き続き継続します。

	実績	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
無料乗船券利用者数 (延べ人数)	3,047	3,100	3,100	3,100

(2) 島しょ部での地域包括支援センター機能の充実

①地域包括支援センター機能の充実

島しょ部の総合相談・支援業務については、「健康長寿愛らんど事業」を島しょ部10箇所では概ね月2回実施しています。

また、「健康長寿愛らんど事業」を実施する中で高齢者の相談支援にも対応し、閉じこもり予防のため高齢者宅を戸別訪問する等の対応を行っています。

今後の方向性

健康長寿愛らんど事業の継続と高齢者実態調査を通じ、介護予防事業を積極的に推進します。